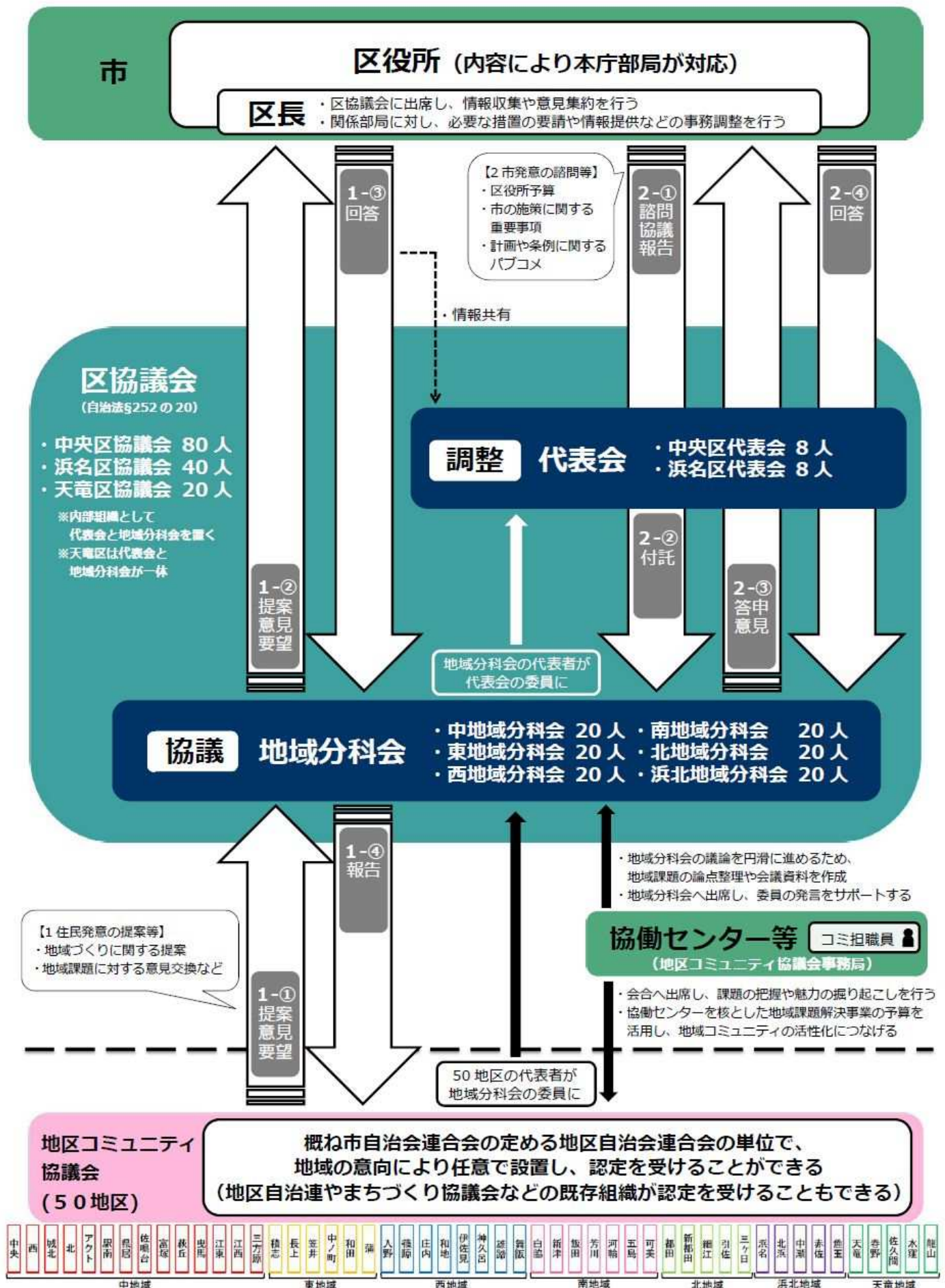




※図内の数字 1-①～④：住民発意の提案等の流れ、2-①～④：市発意の諮問等の流れ

(地域説明資料)

地区コミュニティ協議会について

市民部
市民協働・地域政策課

1

目 次

(1) 背景	…P 3
(2) 地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性	…P 4
(3) 地区コミュニティ協議会とは	…P 5-7
(4) 構成団体	…P 8
(5) 認定要件	…P 9
(6) 地域と市の関係	…P 10-11
(7) 設立支援	…P 12
(8) 運営に関する指導・助言	…P 13-14
(9) 活動事例	…P 15-16
(10) QA	…P 17-18

2

(1) 背景

▶地域コミュニティの現状と課題

活動の担い手

- ✓参加者の減少
- ✓地域活動への関心の低下

団体運営

- ✓役員の高齢化と後継者不足
- ✓役員の業務負担

課題の多様化

- ✓自治会（地縁組織）単独で解決できない課題の出現
- ✓団体間が把握する課題、資源の未共有

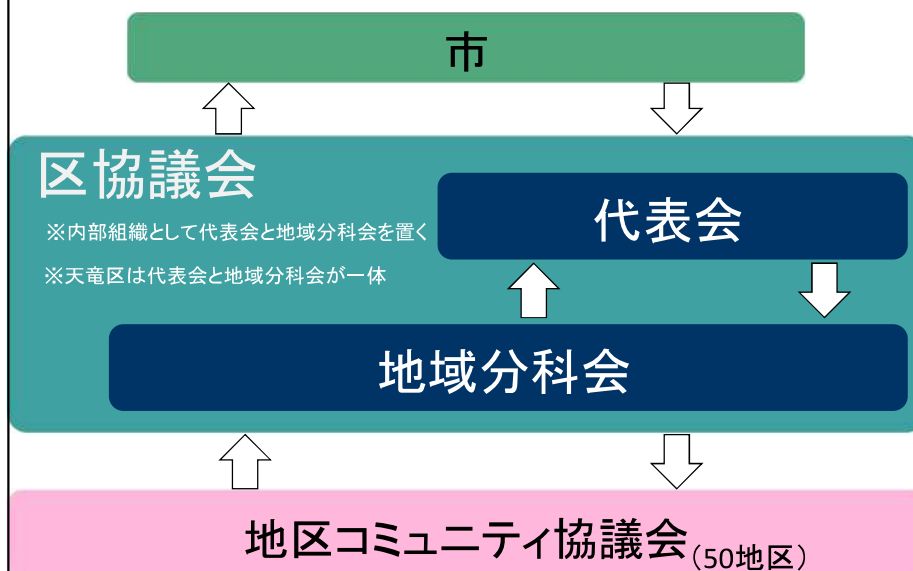
▶地区コミュニティ協議会への期待

地域で活動する多様な団体が参加することで、
住民の地域活動への関わりを深める。

人と人のつながりを強くし、地域資源を活用すること
により、地域課題を解決する役割が期待される。

3

(2) 地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性



4

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶地区コミュニティ協議会

- ・地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができる
※地区コミュニティ協議会の設置は、地域の負担を考慮し、地域の任意とする
- ✓ 地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ✓ 地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する
- ・区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べるができる
- ✓ 地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出する

5

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催
※最大12回程度／年

▶議事案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための対象地区に関する地域振興及び地域課題の解決に関する事項
- (例)
- ✓ 通学路の危険箇所の改修要望
 - ✓ 騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
 - ✓ 路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
 - ✓ 地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

6

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶ 予算

・事務経費、会場経費等

※協働センターが契約、購入し、市が直接支払う予算（直執行予算）
※1地区あたり約5万円／年

- ✓会議に要する消耗品やコピー料
- ✓会合や勉強会に要する会場使用料
- ✓地域課題を解決するための調査旅費
- ✓勉強会等の講師謝礼

【参考】その他、地区コミュニティ協議会の活動として活用できる予算

- ・協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）
（補助率1/2（上限200万円））
- ・区民活動・文化振興事業
- ・区課題解決事業

⇒ コミュニティ担当職員にご相談ください

7

(4) 構成団体

- ・複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること

※協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない

例

地区コミュニティ協議会

地区自治会
連合会
(同意必須)

地区自治会
連合会OB

地区
社会福祉
協議会

まちづくり
協議会

シニア
クラブ

子ども会

体育
振興会

消防団

NPO

個人

など

8

(5) 認定要件

・区域

- ✓原則として地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する団体であること

※ただし、地域の自主性を尊重し、地区自治会連合会の同意があればこの限りでない

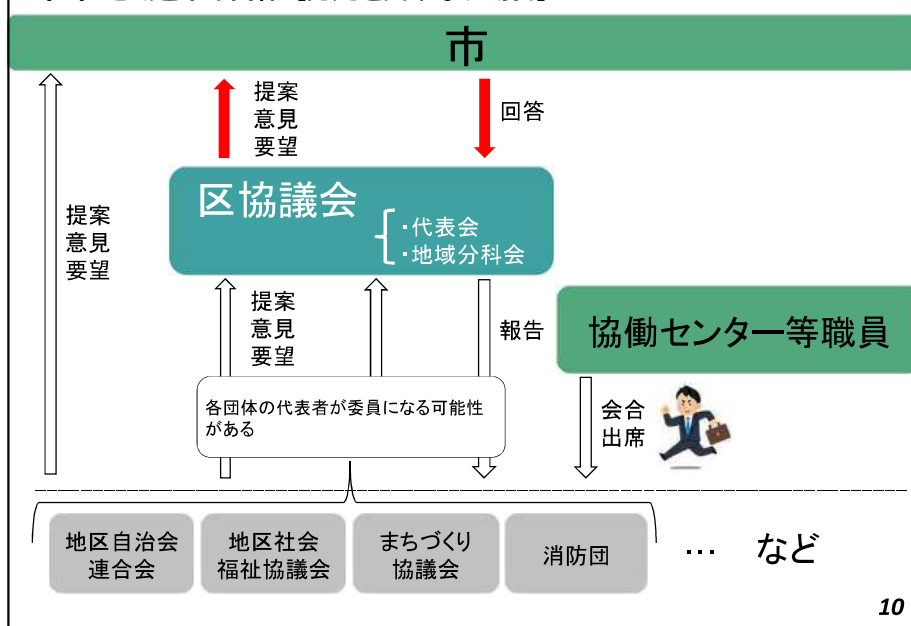
中央	西	城北	北	アクト	駅南	県居	佐鳴台	富塚	萩丘	曳馬	江東	江西	三方原	積志	長上	笠井	中ノ町	和田	蒲	入野	篠原	庄内	和地	伊佐見	神久呂	雄踏	舞阪
白脇	新津	飯田	芳川	河輪	五島	可美	都田	新都田	細江	引佐	三ヶ日	浜名	北浜	中瀬	赤佐	熊玉	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山						

・その他

- ✓規約を作成すること
 - ✓活動区域の全ての住民が活動に参加できること
 - ✓主体的、継続的な活動を行うこと
 - ✓年間の活動計画を作成すること
 - ✓民主的な組織運営を行うこと
- など

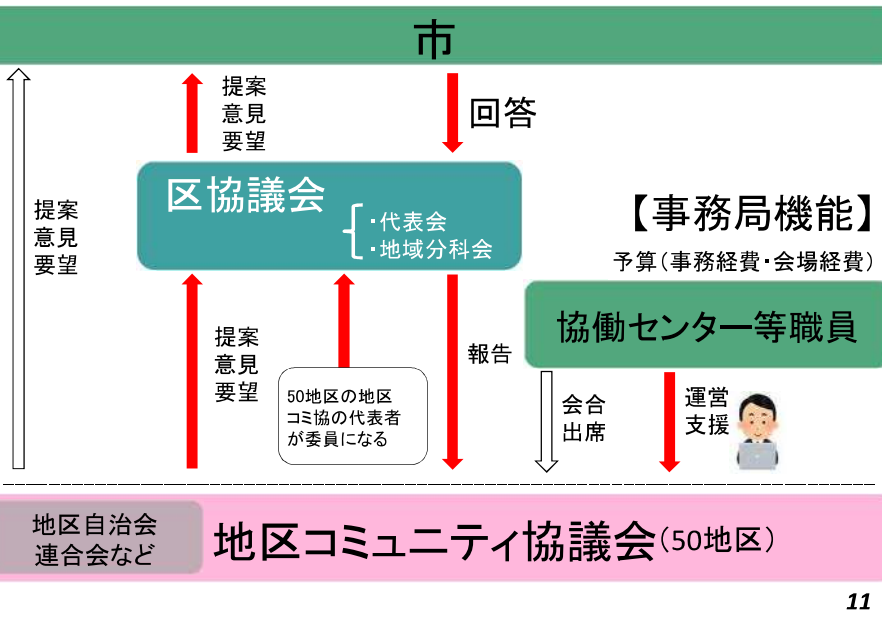
9

(6) 地域と市の関係【認定を受けない場合】



10

(6) 地域と市の関係【認定を受けた場合】



(7) 設立支援

協働センター等のコミュニティ担当職員が、協議会の立ち上げをサポートします!!

-
- STEP 01**
- 各種地域団体のキーパーソンへヒアリング**
- ✓ キーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認
 - ✓ 各種団体や地区内住民への説明をキーパーソンと共に行之、設立に向けた機運を高める
- STEP 02**
- 規約等の作成**
- ✓ 設立趣旨書や規約などのひな形を提供し、書類作成をサポート
- STEP 03**
- 総会の開催**
- ✓ 地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う
- STEP 04**
- 認定**
- ✓ 協働センターを通じて、区役所または行政センターにて認定

(8) 運営に関する指導・助言

協働センター等が地区コミュニティ協議会の活動のうち、
区協議会に関する活動の事務局機能を担います!!

1 年間スケジュールの作成

- ✓ 地区コミュニティ協議会の意向を確認し、
年間スケジュールを作成
- ✓ 必要に応じて、会議の日程や出席者の調整などを行う

2 議題の提案・収集

- ✓ 把握している地域課題の中から議題を抽出して提案
- ✓ 会議の出席者へ提案したい議題を確認

13

(8) 運営に関する指導・助言

3 会議の開催

- ✓ 会議の出席者と日程を調整し、開催の案内を通知
- ✓ 会場確保や会議資料の印刷など、会議前の準備
- ✓ 出席者の発言の補足や地域分科会への提出内容の確認など、
会議中のサポート
- ✓ 議事録作成や課題の論点整理など、会議後の整理
- ✓ エリアマネージャーと課題を共有し、地域分科会へ
議題として提出
- ✓ 地域分科会や代表会に出席

4 地区コミュニティ協議会への報告

- ✓ 地域分科会の議論の様子や市からの回答を会議や文書を通
して報告

5 勉強会の開催

- ✓ 勉強会を開催するための会場確保や講師依頼などの相談対応
- ✓ 必要に応じて、開催準備や勉強会の進行をサポート

14

(9) 活動事例

運営 団体

〇〇地区コミュニティ協議会

自治会連合会や地区社協、NPO法人、観光協会などの地域で活動する団体が参画して設立されたコミュニティ組織。

特徴

- ・年8回の会議の開催
- ・地域分科会へ出席
(自主的な活動)
- ・年4回の広報誌の発行
- ・古紙回収活動
- ・地域や学校に関する意見交換及び勉強会
- ・地元農作物PRイベントの開催

地域の 声

- ・今まで出会わなかった人と交流するようになり、活動の担い手が増えました。

設立の 経緯

- ・〇月〇日 〇〇協働センター説明会
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立検討会
- ・〇月〇日 〇〇協議会準備会発足
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立総会開催

(活動写真)

15

(9) 活動事例

運営 団体

〇〇地区コミュニティ協議会

自治会連合会を母体に、地区社協、シニアクラブ、消防団などの地域で活動する団体が参画して設立されたコミュニティ組織。

特徴

- ・年12回の会議の開催
- ・地域分科会へ出席
(自主的な活動)
- ・〇〇講座の開催
- ・子ども食堂
- ・夏休みの子どもの居場所づくり
- ・〇〇コンサート

地域の 声

- ・団体が把握する課題や地域資源の共有が図られ団体間のつながりが強くなりました。

設立の 経緯

- ・〇月〇日 キーパーソン〇〇への説明会
- ・〇月〇日 〇〇協議会準備会発足
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立総会開催

(活動写真)

16

(10) QA

設立について

Q 地区コミュニティ協議会は必ず各地区で設立しなければならないのでしょうか。

地区コミュニティ協議会の設立は地域の任意です。

Q 地区コミュニティ協議会は年度の途中でも設立することはできますか。

年度の途中でも設立することができます。

Q 同じ地区内に2つの地区コミュニティ協議会を設立することはできますか。

1つの地区に1つの地区コミュニティ協議会を基本とします。

Q 地区コミュニティ協議会の設立を検討する場合、どうしたらよいですか。

協働センター等のコミュニティ担当職員が設立をサポートします。気軽にご相談ください。

17

(10) QA

運用について

Q 地区コミュニティ協議会は何をする組織でしょうか。

地域振興や地域課題の解決に関する話し合いを行い、代表者を通じて市の附属機関である区協議会へ提案、要望、意見を述べることができる組織です。

Q 地区コミュニティ協議会は毎月会議を行わなければならないのでしょうか。

会議の開催回数について決め事はありません。地域の実状に合わせて開催してください。

Q 地区コミュニティ協議会の運営は全て自分たちで行うのでしょうか。

地区コミュニティ協議会の運営・活動は住民主体で行われることを基本としていますが、区協議会に関する資料の作成や議題の調整、意見の集約など、協働センター等の職員が会議の運営をサポートします。また、協働センター等には地区コミュニティ協議会の事務経費を準備しておりますので活用ください。

Q 地区コミュニティ協議会の事務所を協働センターに置くことはできますか。

協働センター内に事務所を置くことはできませんが、会合などの打ち合わせの際は協働センターを無料で利用することができます。

18

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日
浜松市条例第78号

(区の設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中央区
- (2) 浜名区
- (3) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(令5条例5・一部改正)

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所(以下「区役所」という。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項
(平28条例16・追加、令5条例5・一部改正)

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・平28条例16・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員(以下「区協議会委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(代表会及び地域分科会の設置)

第5条の2 中央区協議会及び浜名区協議会に、代表会及び地域分科会を置く。

- 2 代表会は、地域づくりに関する事項について審議するとともに、区協議会の運営に関する事項について調整することを目的とし、この章に規定する区協議会の事務を所掌する。
- 3 代表会の決議は、これをもって当該代表会を設置した区協議会の決議とする。
- 4 地域分科会は、地域づくりに関する事項について審議することを目的とする。

(令5条例5・追加)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 第26条第2項の規定(第11条第1項各号に掲げる事項に係る部分を除く。)並びに第26条第3項及び第4項の規定は、天竜区協議会について準用する。

3 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 区役所に係る予算編成に関する事項
- (2) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

4 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・令5条例5・一部改正)

(天竜区協議会の会議)

第13条 第27条の規定は、天竜区協議会の会議について準用する。

(令5条例5・全改)

(代表会の名称及び代表会委員の定数)

第16条 代表会の名称及び代表会に属する区協議会委員(以下「代表会委員」という。)の定数は、別表第4のとおりとする。

(令5条例5・追加)

(代表会委員の選任)

第17条 代表会委員は、地域分科会ごとに、別表第4に定める地域分科会からの選出数の範囲内で、当該地域分科会に属する区協議会委員の互選により定める。

(令5条例5・追加)

(代表会の権限等)

第20条 代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。

2 代表会は、第26条第1項の規定により地域分科会から意見の提出があったときは、その意見を取りまとめ、市長その他の市の機関に提出するものとする。

3 代表会は、第12条第3項の規定により市長その他の市の機関から回答があったときは、その内容を関係する地域分科会に報告しなければならない。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数)

第22条 地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員(以下「地域分科会委員」という。)の定数は、別表第5のとおりとする。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の権限等)

第26条 地域分科会は、第20条第1項の規定により付託された事項について審議し、代表会に意見を提出することができる。

2 地域分科会は、第11条第1項各号に掲げる事項及び第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見について審議し、必要があると認めるときその他地域づくりに関し必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市長その他の市の機関は、地域分科会に対し、前項の規定による提案若しくは要望又は意見に対する回答をしなければならない。

4 地域分科会は、前項の規定による回答があったときは、その内容(第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見に係るものに限る。)を関係する同条第1項に規定する地区コミュニティ協議会に報告しなければならない。

(令5条例5・追加)

(地区コミュニティ協議会)

第29条 市長は、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会として認定することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、地域分科会又は天竜区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市は、地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるほか、必要な支援を講じるものとする。

4 市と地区コミュニティ協議会との調整その他必要な事務は、区役所及びその出先機関において行う。

5 前各項に規定するもののほか、地区コミュニティ協議会の認定その他必要な事項は、市長が別に定める。

(令5条例5・追加)

(連絡調整)

第30条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正、令5条例5・旧第16条繰下)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第31条 市長は、第11条第3項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正、令5条例5・旧第17条繰下・一部改正)

別表第1(第2条関係)

(令5条例5・全改)

区	区域
---	----

中央区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 鴨江五丁目 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 布橋四丁目 廣沢一丁目 廣沢二丁目 廣沢三丁目 廣沢四丁目 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 葵東三丁目 葵東四丁目 葵東五丁目 葵東六丁目 葵東七丁目 葵東八丁目 葵東九丁目 葵東十丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 葵西七丁目 葵西八丁目 葵西九丁目 葵西十丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 法枝町 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 城北四丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 上島八丁目 上島九丁目 上島十丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 曳馬七丁目 曳馬八丁目 曳馬九丁目 曳馬十丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目 和合北五丁目 和合北六丁目 和合北七丁目 和合北八丁目 和合北九丁目 和合北十丁目 植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目 半田山七丁目 半田山八丁目 半田山九丁目 半田山十丁目 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏町一丁目 雄踏町二丁目 雄踏町三丁目 雄踏町四丁目 雄踏町五丁目 雄踏町六丁目 雄踏町七丁目 雄踏町八丁目 雄踏町九丁目 雄踏町十丁目 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町 初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 根洗町 これらの町字に隣接する浜名湖
浜名区	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 引佐町小野 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町柄窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾 奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々 崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗 安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懷山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第2(第3条関係)
(令5条例5・全改)

名称	位置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域

浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3(第5条関係)
(令5条例5・全改)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

別表第4(第16条・第17条関係)
(令5条例5・追加)

区協議会	代表会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

別表第5(第22条関係)
(令5条例5・追加)

区協議会	地域分科会の名称	所掌区域	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目 初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 根洗町	20人以内

	東地域分科会	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目	20人以内
	西地域分科会	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖	20人以内
	南地域分科会	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町(1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町(1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 御本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町	20人以内
	北地域分科会	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町沢川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町夷荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖	20人以内
浜名区協議会	浜北地域分科会	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目	20人以内